

クラス分け Q&A

障がい者のスポーツでよく出てくる「クラス分け」って何ですか？

障がいには、さまざまな種類や程度があります。それらが競技結果に影響しないよう同程度の障がいで競技グループを形成することを「クラス分け／Classification」と呼んでいます。

「クラス分け」の目的は何ですか？

1) 障がいの確認をする。

- ・参加が認められている障がい種類か？
- ・参加が認められている障がい程度か？
- ・障がいが永続的か？

2) 公平に競い合うためのグループを作る。

「障がいが軽い」という理由ではなく、同程度の障がいのある選手同士で競い合うことができるようにグループを作る。

「クラス分け」はいつから始まったの？

1948年から障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け／Medical Classification」が取り入れられた。その後、1992年から選手の残存している身体機能を基準にした「機能的クラス分け／Functional Classification」が取り入れられ、さらに、2007年からは各競技特有の身体運動やスキルに対するパフォーマンス遂行程度を基準にした「競技特異的クラス分け／Sports Specific Classification」が実施されている。

「クラス分け」には種類があるの？

スポーツ毎に必要とされる身体機能や技術はさまざまであるため、クラス分けの規則も競技毎に異なります。

パラリンピックで採用される競技については、IPC（国際パラリンピック委員会）が定めている「国際クラス分け基準／IPC Classification Code」に準じて、各国際競技連盟、国際障がい者団体によってクラス分け規則が定められています。

また、全国障がい者スポーツ大会で使用される「障害区分」と呼ばれる日本国内独自のクラス分け規則もあります。

「クラス分け」はどういった手順で行われるの？

原則として、クラスを持っていなければ大会に出場し、記録を公認してもらうことは出来ません。従って、出場前にクラス分けを受ける必要があります。クラス分けには以下の3つのプロセスがあります。

○身体機能評価／Physical Assessment○

問診や筋力、関節可動域、バランスなどの各種検査を実施。参加資格の有無を判定する。

○技術評価／Technical Assessment○

大会前に競技試技を行い選手のパフォーマンスや競技スキルを評価。適切なグループ（参加クラス）を割り当てる。

○競技観察／Observation Assessment○

クラス分けを実施した大会の一番最初の出場種目（First Appearance）を観察し、上記1）2）で判断した参加クラスが適切であるかを確認する。

クラス分けは誰がするの？

クラス分けを行うための必要な知識・技術を学び、資格を取得したものを「クラシファイヤー／Classifier」と呼んでいます。

クラシファイヤーには、国際大会でクラス分けを行うWorld Para Athletics公認の「国際クラシファイヤー」と、国内大会でクラス分けを行う日本パラ陸上競技連盟公認の「国内クラシファイヤー」の2種類があります。

また、陸上競技ではクラシファイヤー2～3名一組（1パネル）で一人の選手のクラス分けを実施しています。

障がい者の陸上競技には、どのような障がいの方が参加しているの？

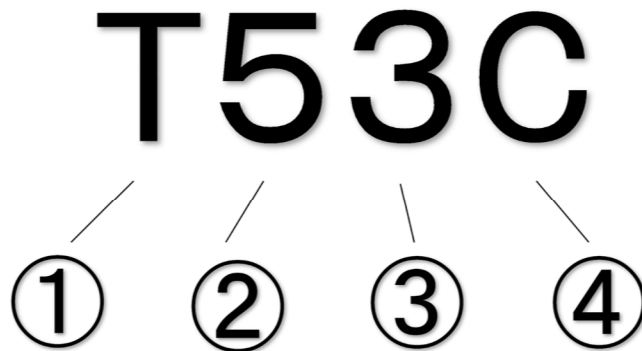
障がいの種類	障がいの概要	主な疾患例
筋緊張亢進	運動麻痺の一つ。筋肉に常に力が入っていて、コントロールが難しい状態。力を抜くことが非常に困難	脳性麻痺、脳卒中、後天性脳損傷、多発性硬化症
運動失調	運動麻痺の一つ。運動の協調が難しく、動作を円滑に行うことが困難となる状態。	脳性麻痺、脳損傷から生じる運動失調、フリードライヒ運動失調症、多発性硬化症、脊髄小脳失調
アテトーゼ	運動麻痺の一つ。筋肉のコントロールが困難で、本人の意思とは無関係に常に体の一部が動いてしまう状態	脳性麻痺、脳卒中、脳外傷
四肢欠損	生まれつき、または事故や病気によって手足の一部または全てを失った状態	外傷もしくは先天性四肢欠損（奇形）による切断
他動関節可動域制限	関節の動きが制限され、正常に曲げ伸ばしができない状態	関節拘縮、強直、火傷後関節拘縮
筋力低下	手足や腹筋背筋などの筋力が低下した状態	脊髄損傷、筋ジストロフィー、腕神経叢損傷、エルブ麻痺、ポリオ、二分脊椎症、ギランバレー症候群
脚長差	左右の足の長さが異なっている状態	先天的もしくは外傷による片下肢における骨短縮
低身長	疾患などにより身長発育に制限があり身長が低い状態	軟骨異形成、軟骨発育不全症、軟骨異形成症、発育機能障害
視覚障がい	先天的、または後天的に視力が低下していたり、視野に制限のある状態	網膜色素変性症など
知的障がい	知的機能の障がいにより認知能力が全般的に遅れた水準にある状態	

どんな程度の障がいでも陸上競技に出場できるの？

パラリンピックなどの国際大会では、障がいの種類ごとに出場することができる最小の障がい基準（Minimam Impairment Criteria/MIC）が定められています。この基準を満たさない場合は、国際大会に参加することはできません。

しかし、日本国内の大会であれば、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちであれば、出場することができます。

障がい者の陸上競技で「T53C」ってありますが、どんな意味ですか？



① 競技種類

走競技・跳躍競技のクラスを意味する「T」、投てき競技のクラスを意味する「F」がある。

T／Track：走競技（100m～マラソン）、跳躍競技（走り幅跳び、走り高跳び、三段跳び）

F／Field：投てき競技（砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、こん棒投げ）

② 障がいの種類

選手の主たる障がいの種類や競技形式を示す。

10番台：視覚に障がいのある立位競技者

20番台：知的に障がいのある立位競技者

30番台：痙性麻痺、筋強直、協調運動障がいなどの特徴を示す脳原性の麻痺のある立位競技者及び車椅子や投てき台を使用する競技者

40番台：低身長、脚長差、切断（義足未使用）、関節可動域制限、筋力低下等の障がいのある立位競技者

50番台：脚長差、切断、関節可動域制限、筋力低下等の障がいのある車椅子や投てき台を使用する競技者

60番台：競技に義足を装着して出場する競技者

③ 障がいの程度

障がいの程度に応じて0～9の番号が割り当てられる。

基本的に番号が小さいほど障がいの程度は重くなる。

④ クラス・ステータス／Class Status

選手のクラス分け状況を示す。

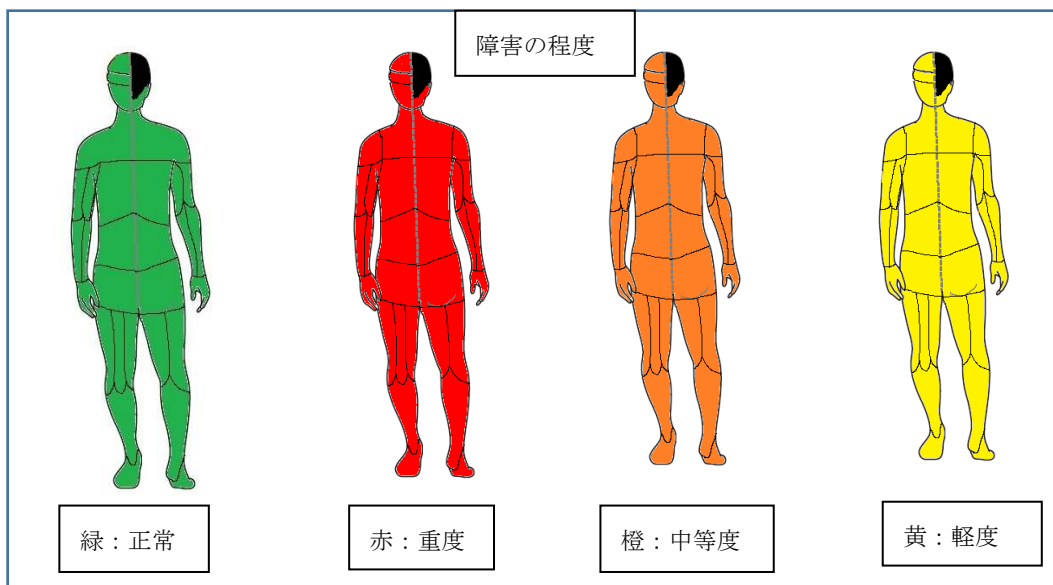
N：New：過去クラス分けを受けた事がなく、競技前に受けなければならないもの

R：Review：クラスが確定しておらず、再度クラス分けを受ける必要のあるもの

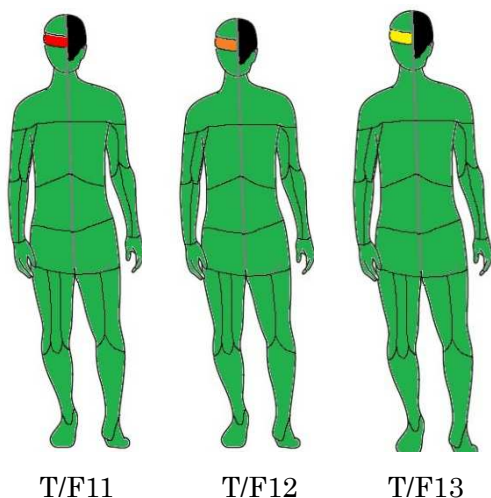
C：Confirmed：クラスが確定したもの

各クラスについてクラスの概要を説明するとともにイメージ図を下記に示します。
 また、国際パラ陸上競技連盟が定める「障がいの最小基準 (MIC)」について概要をお示しします。

<<陸上競技のクラス分けイメージ図>>



T/F11～14：視覚障害



クラス	クラス説明
T/F11	全盲から視力0.0025未満。 競技中は両目を不透明なゴーグルなどで覆う。 競技では「伴走」や「コーラー」と一緒に競技する。
T/F12	視力0.0025から0.032までのもの、または、視野直径が10度未満のもの。競技では、「伴走」や「コーラー」と一緒に競技することもある。
T/F13	視力は0.04から0.1までのもの、または視野直径40度未満のもの。
T/F14	視力または視野に上記に該当しない障害のある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)

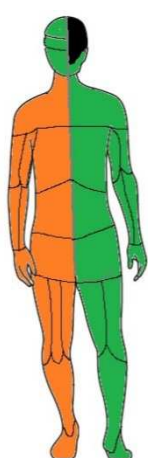
※視力は、矯正視力の良い方の目で判定

T/F20：知的障害

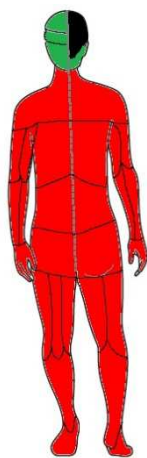
クラス	クラス説明
T/F20	知的障害のあるもの

T/F30～34：脳原性麻痺（筋緊張亢進、運動失調、アテトーゼ）：車椅子 or 投てき台

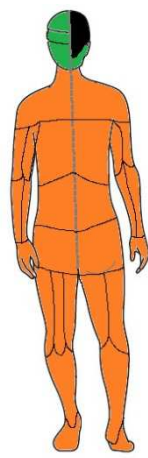
クラス	クラス説明
T30	脳血管障害による片麻痺のある車椅子使用者で、片手・片足で車椅子を操作するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
T/F31	両上肢・両下肢に重度な痙性麻痺のある車椅子使用者。車椅子は足で操作可能なことがある。移動時は介助を受けているか、電動車いすを使用している。
T/F32	両上肢・両下肢に中等度から重度な痙性麻痺またはアテトーゼ(不随意運動)のある車椅子使用者。上肢の機能に中等度から重度の障害がある。
T/F33	両上肢・両下肢に中等度の痙性麻痺のある車椅子使用者。両上肢の動きにやや制限はあるが車椅子操作は可能である。体をすばやく前後に動かすことが難しい。手を握ったり、離したりする動作に制限を認める。競技中に片手で車椅子を操作するものも含まれる。
T/F34	両下肢に中等度から重度の痙性麻痺のある車椅子使用者。両上肢や体の機能は、ほぼ正常である。



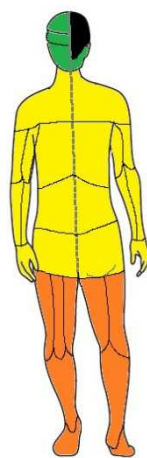
T30



T/F31



T/F32



T/F33



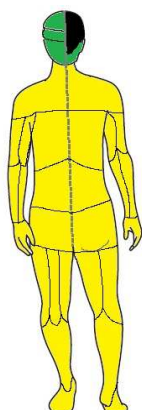
T/F34

T/F35～38：脳原性麻痺（筋緊張亢進、運動失調、アテトーゼ）：立位

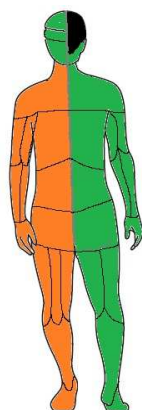
クラス	クラス説明
T/F35	両下肢に中等度の痙性麻痺のある立位競技者。上肢に軽度から中等度の制限があることがある。
T/F36	中等度のアテトーゼ(不随意運動)か失調性の麻痺のある歩行または走行が可能な立位競技者。
T/F37	片麻痺で歩行または走行が可能な立位競技者。
T/F38	両上肢・両下肢のどこかに下記の最小の障害基準(MIC)のいずれかが認められる立位競技者 2.1.1 筋緊張亢進 2.1.2 運動失調 2.1.3 アテトーゼ



T/F35



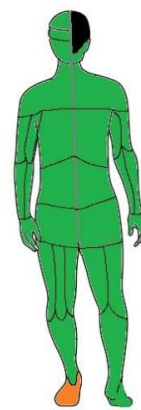
T/F36



T/F37



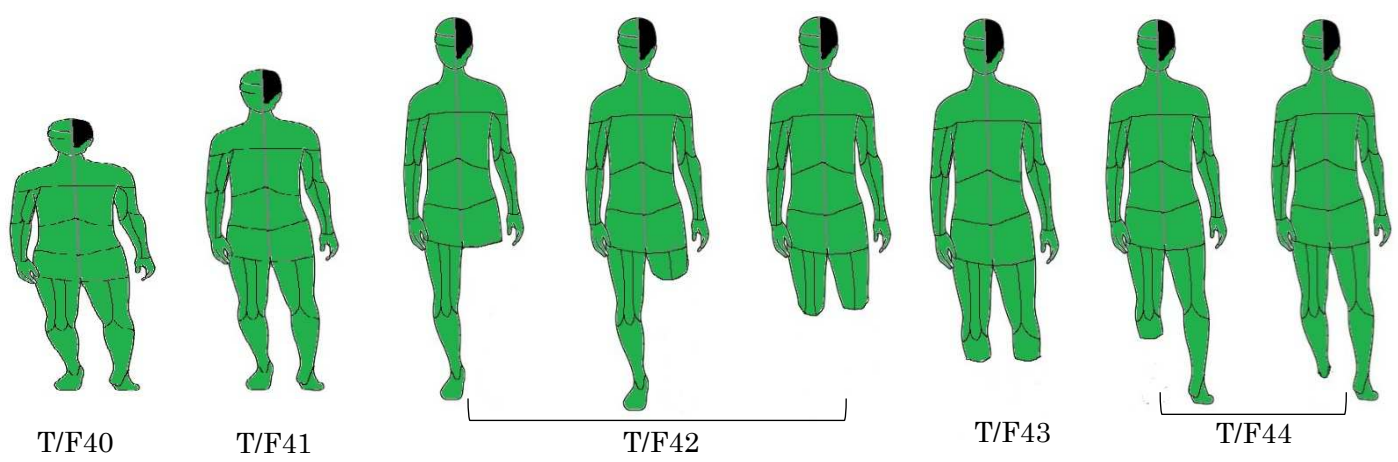
T/F38



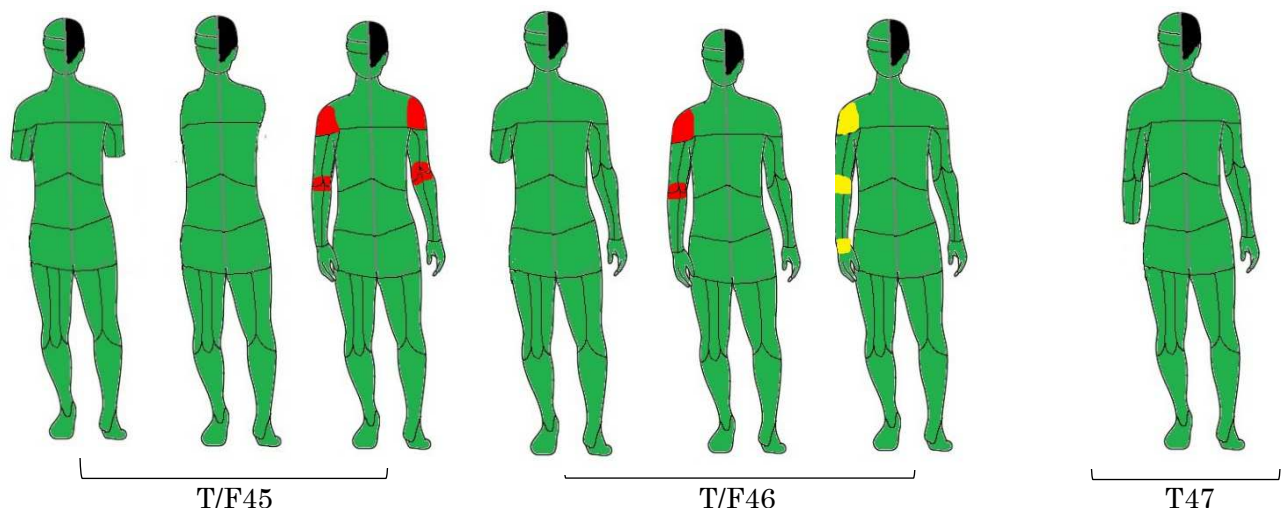
T/F40～47：切断・機能障害（低身長、四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下、脚長差）：立位

クラス	クラス説明
T/F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止し、以下の条件に適合するもの 男性：身長 130cm 以下でかつ、上肢長 59cm 以下でその和が 180cm 以下 女性：身長 125cm 以下でかつ、上肢長 57cm 以下でその和が 173cm 以下
T/F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止し、以下の条件に適合するもの 男性：身長 145cm 以下でかつ、上肢長 66cm 以下でその和が 200cm 以下 女性：身長 137cm 以下でかつ、上肢長 63cm 以下でその和が 190cm 以下
T/F42	下記のいずれかに該当し、競技中に義足を使用しないもの 1) 片側もしくは両側の大腿部で切断しているもの。 2) 片側の膝関節と足関節の機能を失ったもの。
T/F43	両側の下肢に下記の最小の障害基準(MIC)に定められている障害を1つ以上認め、競技中に義足を使用しない立位競技者。 2.1.5.1 下肢の他動関節可動域(PROM)の機能障害 2.1.6.1 下肢の筋力低下 2.1.4.1 下肢の欠損
T/F44	片側の下肢に下記の最小の障害基準(MIC)に定められている障がい1つ以上認め、競技中に義足を使用しない立位競技者 2.1.5.1 下肢の他動関節可動域(PROM)の機能障害 2.1.6.1 下肢の筋力低下 2.1.4.1 下肢の欠損 2.1.7 脚長差

※T/F42～44については、競技中に義足を使用しないものが該当する。

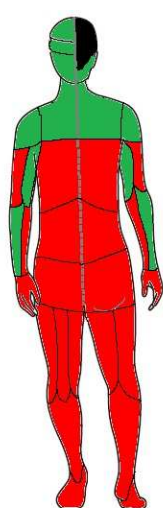


クラス	クラス説明
T45	両側の upper limb が下記のいずれかに該当するもの 1) 両側の upper arm で切断している、もしくは両側 upper limb に規定の先天性奇形を認めるもの 2) 両側の upper limb に下記の最小の障害基準(MIC)に定められている障害のいずれかがあるもの。 2.1.5.2.1 上肢の他動関節可動域(PROM)の制限 2.1.6.2.1 上肢の筋力低下
F45	両側の upper limb に下記の投てき競技の最小の障害基準(MIC)に定められている障害のあるもの。 2.2.2.1 両側の upper limb 切断 2.2.2.2 両側の upper limb 他動関節可動域(PROM)制限 2.2.2.3 両側の upper limb の筋力低下
T46	片側の upper limb が下記の最小の障害基準のいずれかに該当するもの 2.1.4.2.1 片側の upper arm で切断(片肘関節離断含む)、もしくは同程度の先天性奇形。 両側の forearm で切断(両手関節離断含む)、もしくは同程度の先天性奇形。 2.1.5.2.1 片側の upper limb の他動関節可動域(PROM)の機能障害。 2.1.6.2.1 片側の upper limb の筋力低下
F46	片側の upper limb に下記の投てき競技の最小の障害基準(MIC)に定められている障害のあるもの。 2.2.1 片側の upper limb の機能障害 または、両側 upper limb に障害を認めるが片側が 2.2.1 を満たすも、F45 の条件を満たさない程度のも
T47	下記の upper limb の最小の障害基準のいずれかに該当するもの 2.1.4.2.2 片側の forearm で切断(片手関節離断含む)、 もしくは、片側もしくは両側 upper limb の先天性奇形。 2.1.5.2.2 片側の upper limb の他動関節可動域(PROM)の機能障害。 2.1.6.2.2 片側の upper limb の筋力低下
T/F48	立位競技者で、片側もしくは両側の lower limb に最小の障害基準(MIC)に該当しない障害のある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)
T/F49	立位競技者で、片側もしくは両側の upper limb に最小の障害基準(MIC)に該当しない障害のある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)

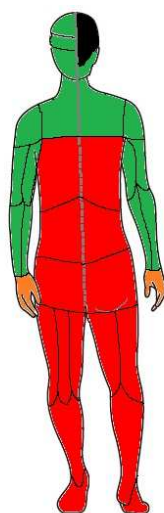


T51～54：切断・機能障害（四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下）：車椅子

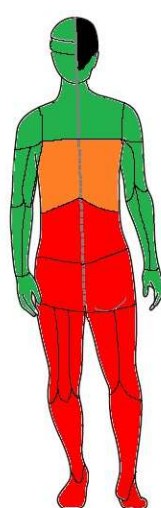
クラス	クラス説明
T51	両上肢に重度の障害があり、以下の動作のみ可能なもの 1) 肩関節を動かす、2) 肘関節を曲げる、3) 手関節を手の甲側に持ち上げる。(C5/6 頸髄損傷レベル)。自力で座位バランスを保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。投てき用具を握ることは出来ない。
T52	肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。指の曲げ伸ばしに制限がある。自力で座位バランスを保つことが出来ない。(C7/8 頸髄損傷レベル)。
T53	両上肢の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 腹筋と下部背筋の機能がなく、自力で座位を保つことが出来ない(T1～T7 脊髄損傷レベル)。
T54	以下のいずれかに該当するもの 1) 両上肢の機能が正常で、体幹の機能が部分的から正常に機能するもの。(T8～S4 脊髄損傷レベル) 2) 下記に記す下肢の最小の障害基準(MIC)に定められた障害が少なくとも1つ以上あるもの。 2.1.4 切断および先天性奇形 2.1.5 他動的関節可動域(PROM)制限 2.1.6 筋力低下 2.1.7 脚長差
T55	車椅子競技者で、下肢に最小の障害基準(MIC)に定められた障害に該当しないが、身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)



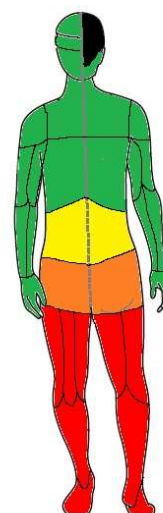
T51



T52



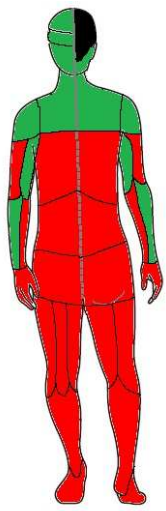
T53



T54

F51～57：切断・機能障害（四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下）：車椅子 or 投てき台

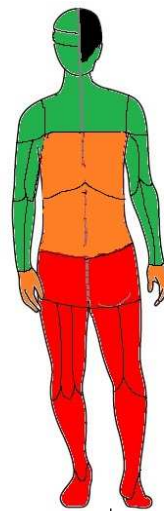
クラス	クラス説明
T/F51	<p>両上肢に重度の障害があり、以下の動作のみ可能なもの</p> <p>1) 肩関節を動かす、2) 肘関節を曲げる、3) 手関節を手の甲側に持ち上げる。(C5/6 頸髄損傷レベル)</p> <p>自力で座位バランスを保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。投てき用具を握ることは出来ない。</p>
F52	<p>肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。</p> <p>指の曲げ伸ばしに重度の制限があり、投てき用具を把持することが出来ない(C7 頸髄損傷レベル)。</p>
F53	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1) 肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。</p> <p>指の曲げ伸ばしに制限があるが、投てき用具を把持することができるもの(C8 頸髄損傷レベル)。</p> <p>2) F52の上肢の機能を持ち、部分的に体幹機能をもつ不全麻痺タイプの頸髄損傷者等。</p>
F54	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1) 両上肢の機能は、正常もしくはほぼ正常である。腹筋と下部背筋の機能がないため、自力で座位を保つことが出来ない(T1～T7 脊髄損傷レベル)。</p> <p>2) F52の上肢の機能を持ち、正常またはそれに近い体幹機能をもつ不全タイプの頸髄損傷者等。</p>
F55	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1) 両上肢の機能正常で、部分的あるいは正常な体幹機能をもつもの。(T8～L1 脊髄損傷レベル)。</p> <p>2) 両側の股関節離断であり座位で競技するもの</p>
F56	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1) 両上肢の機能が正常で、座位バランスが良好。座位で両下肢を持ち上げることが出来る(股関節屈曲)、膝を合わせる事ができる(股関節の内転)、膝を伸ばす(膝関節の伸展)ことができる。また、膝を多少曲げる事(膝関節の屈曲)ができる場合もある。しかし、股関節を外側へ開くこと(股関節外転)ができないもの。(L2～L4 脊髄損傷レベル)。</p> <p>2) 両側の大腿骨が元の長さの 1/2 未満である切断者。</p> <p>3) 両側の下肢の筋力低下が重度(MMT1～2)である不全麻痺のもの。</p>
F57	<p>座位競技者で、下記に下肢の最小の障害基準(MIC)に定められた障害が少なくとも1つ以上あるもの</p> <p>2.1.4.1 下肢の欠損</p> <p>2.1.5.1 下肢の他動関節可動域(PROM)の制限</p> <p>2.1.6.1 下肢の筋力低下</p> <p>2.1.7 脚長差</p>
F58	<p>座位競技者で、下肢に最小の障害基準(MIC)に定められた障害に該当しないが、身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)</p>



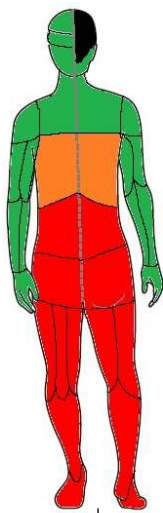
F51



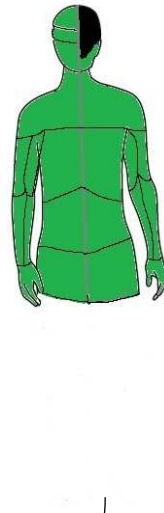
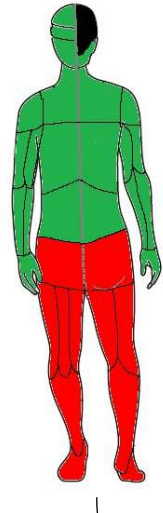
F52



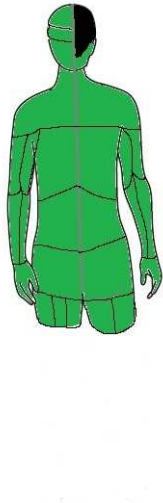
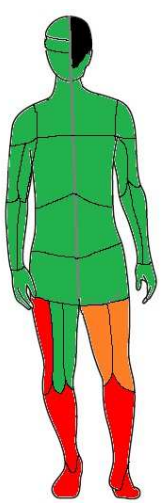
F53



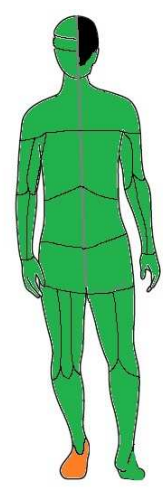
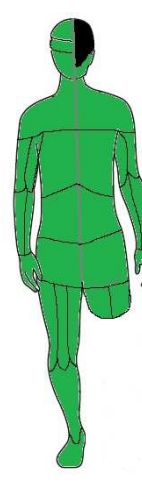
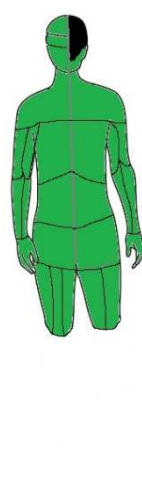
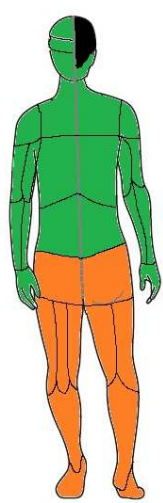
F54



F55



F56



F57

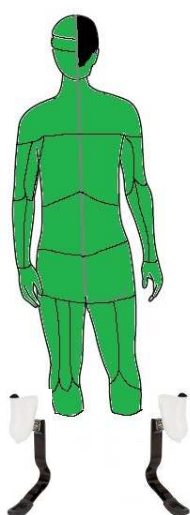
T/F61～64：下肢の切断（義足を使用し競技するもの）

クラス	クラス説明
T/F61	両側に大腿義足、または片大腿義足と片下腿義足を装着し競技するもの
T/F62	両側に下腿義足を装着し競技するもの
T/F63	片側に大腿義足を装着し競技するもの
T/F64	片側に下腿義足を装着し競技するもの

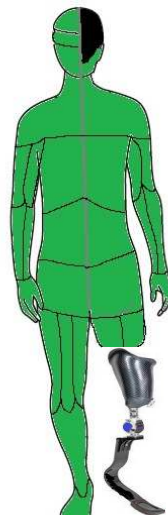
※T/F61、T/F62の選手は、クラス分け時に計算された「最大許可身長（MASH）」以下の身長となる義足を使用し競技しなければならない。



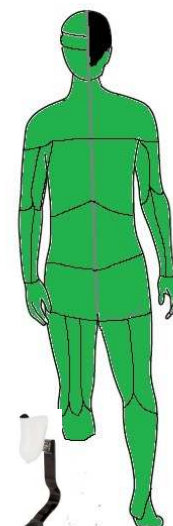
T/F61



T/F62



T/F63



T/F64

国際パラ陸上競技連盟が定める競技参加が認められる「最小の障がい基準 (MIC)」を記します。原則としてパラ陸上競技に参加するには、下記に記された障がいの基準のいずれかを満たす必要があります。

判定に際しては、パラ陸上競技専門の「クラス分けスタッフ (Classifier)」の評価を受ける必要があります。

<<車いすレース、走競技、跳躍競技の最小の障害基準(MIC)>>

2.1.1 筋緊張亢進/Hypertonia
下記の3つのいずれかの条件を満たすもの ・手関節、肘関節、肩関節、足関節、膝関節、股関節のうち一つ以上にアシュワーススケールでグレード1以上を認める。(痙性) ・四肢の一つ以上に明らかな鉛管現象を認める(固縮) ・四肢の一つ以上に明らかなジストニア症状を認める
2.1.2 運動失調/Ataxia
四肢のいずれかに明らかな運動失調が認められるもの
2.1.3 アテトーゼ/Athetosis
四肢のいずれかに明らかなアテトーゼ(不随意運動)が認められるもの
2.1.4.1 下肢欠損/Limb deficiency
片側の下肢欠損 片側の足(切断されていない側の母趾の先端から踵骨の後ろまでの長さ)の50%以下の長さでの切断、または同等な先天性欠損などのあるもの。(リスフラン切断という整形外科的用語と同意)
両側の下肢欠損 左足と右足の両側に解剖学的に無傷の中足骨がない
2.1.4.2.1 上肢欠損-走競技(100メートル・マラソン)と跳躍競技に出場可能
片側の上肢障害 下記のいずれかの条件を満たすもの ・片側の肘関節離断または上腕切断 ・障害のある上肢の肩峰から橈骨遠位端までの長さが、障害のない側の上腕骨長と同じかあるいはそれより短い場合(掌の長さは含まれない)
両側の上肢障害 下記のいずれかの条件を満たすもの ・両側の手関節離断(両側の手根骨がない) ・両側の障害のある上肢の肩峰から尖端までの長さを足した値が、 $0.646 \times$ 立位身長と同じかそれ以上に短い両上肢の障害
2.1.4.2.2 上肢欠損-100メートルから400メートルの走競技、跳躍競技に出場可能
片側の上肢障害 下記のいずれかの条件を満たすもの ・一側の手関節離断または前腕切断(手根骨がない) ・障害のある上肢の肩峰から尖端までの長さが、障害のない側の上腕骨と橈骨を足した長さと同じかそれ以上に短い場合
両側の上肢障害 下記のいずれかの条件を満たすもの ・両側の障害のある上肢の肩峰から尖端までの長さを足した値が、 $0.674 \times$ 立位身長の値以下である 両側の上肢障害

2.1.5 他動関節可動域(PROM)の機能障害/Impaired PROM

2.1.5.1 下肢の他動関節可動域 (PROM) の機能障害

片側の下肢が以下のいずれかの条件を満たすもの

- ・ 2.1.5.1.1 において示された5つの第1基準のうちの1つ以上を満たす。または
- ・ 2.1.5.1.2 において示された5つの第2基準のうちの2つ以上を満たす。

2.1.5.1.1 下肢の他動関節可動域 (PROM) 制限の第1基準 ※以下の基準のうち1つ以上に該当

- # 1 - 股関節屈曲が 60° 以上の制限がある。(股関節屈曲他動可動域 60° 以下)
- # 2 - 股関節伸展が 40° 以上の制限がある。(股関節伸展他動可動域 -20° 以上)
- # 3 - 膝関節屈曲が 75° 以上の制限がある。(膝関節屈曲他動可動域 60° 以下)
- # 4 - 膝関節伸展が 35° 以上の制限がある。(膝関節伸展他動可動域 -35° 以上)
- # 5 - 足関節背屈 10° から底屈 25° の範囲内で底背屈他動可動範囲が 10° 以下

2.1.5.1.2 下肢の他動関節可動域 (PROM) 制限の第2基準 以下の基準のうち2つ以上に該当

- # 1 - 股関節屈曲に 45° 以上、60° 未満の制限 (股関節屈曲他動可動域 60° 超えて、75° 以下)
- # 2 - 股関節伸展に 25° 以上、40° 未満の制限 (股関節伸展他動可動域 -20° 超えて、-5° 以下)
- # 3 - 膝関節の屈曲に 55° 以上 75° 未満の制限 (膝関節屈曲他動可動域 60° 超えて、80° 以下)
- # 4 - 膝関節の伸展に 25° 以上、35° 未満の制限 (膝関節伸展他動可動域 -35° 超えて、-25° 以下)
- # 5 - 足関節背屈 10° から底屈 25° の範囲内で底背屈他動可動範囲が 20° 以下

2.1.5.2 上肢の他動関節可動域 (PROM) の機能障害

2.1.5.2.1 すべての走競技 (100メートル - マラソン) と跳躍競技に出場可能

以下の基準のうち1つ以上を満たすもの

- # 1 - 肩関節伸展が他動関節可動域 15° 以下
- # 2 - 肘関節屈曲制限が 130° 以上、もしくは肘関節屈曲 0° から 30° の範囲内での関節強直

2.1.5.2.2 100m から 400m の走競技と跳躍競技に出場可能

以下の基準を満たすが、2.1.5.2.1 の条件に当てはまらない選手

- # 1 - 肩関節屈曲が他動関節可動域 45° 以下
- # 2 - 肘関節伸展が 70° 以上の制限 (肘関節伸展 -80°)、または伸展 0° から -80° の範囲内での関節強直

2.1.6 筋力低下/Impaired Muscle Power

2.1.6.1 下肢の筋力低下

片側の下肢が以下の基準を満たすもの

- ・ 2.1.6.1.1 において示された7つの第1基準のうちの1つ以上を満たす；または
- ・ 2.1.6.1.2 において示された5つの第2基準のうちの2つ以上を満たす。

2.1.6.1.1 下肢の筋力低下の第1基準 (Daniels & Worthingham の MMT にて計測)

- # 1 - 股関節屈曲 グレード2以下
- # 2 - 股関節伸展 グレード2以下
- # 3 - 股関節外転 グレード2以下
- # 4 - 股関節内転 グレード1以下
- # 5 - 膝関節伸展 グレード2以下
- # 6 - 足関節底屈 グレード2以下
- # 7 - 以下の3つの筋活動のうちの少なくとも2つに、それぞれ3ポイントの低下がある
足関節背屈、足関節外がえし、足関節内がえし

2.1.6.1.2 下肢の筋力低下の第2基準

一つの下肢に以下の5つの関節運動の2つ以上で、合計6ポイントの筋力低下を認める場合、車椅子レースまたは走競技、跳躍競技に参加する資格がある：

- ・ 股関節屈曲
- ・ 股関節伸展
- ・ 股関節外転
- ・ 膝関節伸展
- ・ 足関節底屈

ただし、上記のうち2つは、2ポイントの低下（グレード3）を認めなければならない

（「1ポイントの低下が4つで 2ポイントの低下が1つ」の組合せは、この基準を満たさない）

2.1.6.2.1 上肢の筋力低下—すべての走競技（100m-マラソン）と跳躍競技の参加可能

以下の3つの基準のうち1つ以上を満たすもの（Daniels & Worthingham のMMTにて計測）

- # 1—肩関節屈曲 グレード2以下
- # 2—肩関節伸展 グレード2以下
- # 3—肘関節屈曲 グレード2以下

2.1.6.2.2 100m から 400m の走競技と跳躍競技にのみ参加可能

下記の基準の1つ以上を満たすが、2.1.6.2.1に満たないもの

（Daniels & Worthingham のMMTにて計測）

- # 1—肘関節伸展筋 グレード2以下
- # 2—手関節掌屈と背屈がそれぞれグレード2以下

2.1.7 脚長差/Length difference

棘果長（SMD：上前腸骨棘から内果までの距離）において左右で少なくとも7cm以上の差がある

2.1.8 低身長/Short Stature ※低身長の選手は、18歳になるまで毎年評価を実施します。

男性 以下の条件をすべて満たすもの

- ・ 身長が 145cm 以下
- ・ 上肢長（長い側）が 66cm 以下
- ・ 身長と上肢長（長い側）の和が 200cm 以下

女性 以下の条件をすべて満たすもの

- ・ 身長が 137cm 以下
- ・ 上肢長（長い側）が 63cm 以下
- ・ 身長と上肢長（長い側）の和が 190cm 以下

<投てき競技の最小の障害基準(MIC)>

以下に記された最小の障害基準は、走競技と投てき競技は全く同じである

- ・筋緊張亢進 (2.1.1)
- ・運動失調(2.1.2)
- ・アテトーゼ (2.1.3)
- ・下肢の欠損 (2.1.4.1)
- ・下肢の他動的関節可動域 (PROM) の機能障害 (2.1.5.1)
- ・下肢の筋力低下 (2.1.6.1)
- ・脚長差 (2.1.7)
- ・低身長症 (2.1.8)

2.2.1 片側の upper limb の機能障害

片側の upper limb に下記の四肢欠損 (2.2.1.1)、他動関節可動域の機能障害 (2.2.1.2)、筋力低下 (2.2.1.3) のいずれかを満たさなければならない

2.2.1.1 上肢切断/Limb deficiency

- ・一側の手関節の離断または前腕切断 (手根骨があってはならない) 手関節固定は参加資格を持たない。
- ・障害のある側の肩峰から尖端までの長さが、障害のない側の上腕骨と橈骨の長さを足したものと同じかそれより短いもの

2.2.1.2 他動関節可動域制限/Impaired PROM

片側の upper limb に、以下の 1 つ以上の他動関節可動域 (PROM) の機能障害があるもの

- # 1-肩関節外転の他動可動域が 60° 以下
- # 2-肘関節伸展が 70° 以上の制限 (肘関節伸展-80°)、または伸展 0° から-80° の範囲内での関節強直

2.2.1.3 筋力低下/Impaired Muscle Power

片側の upper limb が以下の 1 つ以上に当てはまるもの

- # 1-肩外転 グレード 2 以下
- # 2-肘屈曲と伸展のそれぞれがグレード 3 以下

2.2.2 両側の upper limb の障害

2.2.2.1 両側の upper limb 切断/Limb deficiency

少なくとも中手指節関節(MP 関節)レベルで 4 本の指 (親指を含んでも、含まなくても) の完全切断、または親指と母指球の切断、またはそれと同等の先天性奇形があるもの

2.2.2.2 両側の upper limb の他動関節可動域制限/Impaired PROM

両側の upper limb に以下の 1 つ以上が該当するもの (他動関節可動域にて計測)

- # 1-肩関節外転 60° 以下
- # 2-肩関節水平屈曲 40° 以下
- # 3-肩関節水平伸展 20° 以下
- # 4-肘関節伸展が 45° 以上の制限、またはどの角度でもかまわない関節強直
- # 5-手関節 50° 以上の背屈位または掌屈位での関節強直
- # 6-4 本の指すべての中手指節関節 (MP 関節) の屈曲/伸展の範囲が 10° 以下

2.2.2.3 両側の上肢の筋力低下／Impaired Muscle Power

両側それぞれの上肢が以下にいずれかに該当するもの

- ・2.2.2.3.1 に示される 7 つの第一基準のうち、1 つ以上を満たす
- ・2.2.2.3.2 に示される第二基準を満たす

2.2.2.3.1 両側の上肢の筋力低下

両側の上肢それぞれが以下の条件の 1 つ以上に該当するもの

- # 1 - 肩関節外転 グレード 2 以下
- # 2 - 肩関節水平屈曲 グレード 2 以下
- # 3 - 肩関節内旋 グレード 2 以下
- # 4 - 肩関節外旋 グレード 1 以下
- # 5 - 肘関節屈曲 グレード 1 以下
- # 6 - 肘関節伸展 グレード 2 以下
- # 7 - 以下に記す 4 つの動作のうちいずれか 2 つに 3 ポイントの筋力低下（筋力グレード 2）を認める
 - ・手関節 掌屈
 - ・手関節 背屈
 - ・手指 伸展
 - ・手指 屈曲

2.2.2.3.2 両側の上肢の筋力低下の第 2 基準

上肢それぞれで以下の関節運動のうち合計 4 ポイントの筋力低下を認め、かつ少なくとも 1 つの運動で 2 ポイントの低下を認めるもの

- ・肩関節の外転
- ・肩関節の水平内転
- ・肩関節の内旋／外旋
- ・肘関節伸展